

平成 29 年度

**長野県と長野県土木施工管理技士会
との意見交換会**

平成 30 年 1 月 31 日（水）

ホテル信濃路

平成 29 年度

長野県と長野県土木施工管理技士会との意見交換会

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 長野県公共事業担当部局および会計局との意見交換会について
長野県が発注する公共工事の諸課題（別添意見交換資料）

(2) 長野県からの説明事項等について

4 その他

5 閉会

【今井長郎事務局長】定刻になりましたので、平成 29 年度長野県公共事業関係部局および会計局と長野県土木施工管理技士会との意見交換会を開催させていただきます。最初に長野県土木施工管理技士会の牛越会長よりごあいさつをお願いいたします。

【牛越恵司会長】今年の冬は暖冬ではないかと思われていましたが、1月に入りまして、北信地方は例年のごとく積雪がありました。国道・県道・市町村道の除雪に尽力していただいております皆様に敬意を表します。このようななかご出席いただいた技士会技術委員会、理事・監事の皆様と、29 年度補正予算、新年度予算の編成でご多忙のなかご出席いただいた県当局の皆様、ありがとうございます。

公共事業を担当する環境部、農政部、林務部、建設部の皆様のご出席をいただいて意見交換会ができるのは、大変ありがたいことです。また県では9月補正予算で約 45 億の補正と 4 億の債務負担行為の設定、11 月補正予算で約 10 億の補正と約 30 億の債務負担行為の設定をいただき、ありがとうございます。約 90 億の補正予算が計上されましたことは大変ありがたく思っています。また平成 30 年度当初予算の要求はほぼ前年度と同じくらいということで、技士会としましては施工管理、品質確保の努力のためには仕事がなくは困りますので、こちらも大変ありがたく思っております。

昨今の建設業は技能者・技術者の不足が大きな問題となっており、若手の技術者がなかなか集まらない御時世でございます。県当局におかれましては竣工書類の簡素化に引き続き取り組まれており、現場技術者の負担軽減のためにもぜひとも進めていただきたいと思っております。

最後に本日の意見交換会については、前年度提案議題の検証を行い、再度提案いたしますので、ボールの投げ合いをしていただき、よい方向に向かうようお願いしたいと思います。意見交換会が有意義に進められますことと、ご出席のみなさんのさらなるご発展とご健勝を祈念いたしまして、開会のあいさついたします。よろしく申し上げます。

【今井事務局長】ありがとうございます。続きまして猿田技術管理室長様、お願いいたします。

【技術管理室・猿田吉秀室長】ご出席の皆様方には日ごろから県行政、とりわけ県民の安全・安心を確保するための道路、河川、砂防、下水道さらには農地整備や治山事業などを幅広く支えていただいております。昨今は新設のみでなく維持管理にも多くの力をお借りしているところで、この場を借りてあつくお礼申し上げます。また毎年協賛いただいております技術者セミナーは、今年度も6月から8月まで県下 19 会場で約 2000 名の方に出席いただいているところでございまして、技術力向上の積極的な取り組みに感謝申し上げます。継続し

で行われております提出書類簡素化につきましても、技士会にもご協力いただきながら、可能な項目から順次採用を図っているところです、今後もより一層簡素化が進むようご協力をお願いします。

昨今はあらゆる産業界におきまして、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。建設産業につきましては長野県もとくに力を入れており、一つは生産性を向上させる観点、もう一つは新規の担い手を確保し育成していく観点から、いろいろな施策を展開させていただいております。

生産性の向上という点では、i-Constructionの柱の一つである平準化について、長野県は全国の都道府県に先んじてゼロ県債の積極的な活用等を進めているところです。また ICT 活用工事も昨年から力を入れており、いま施工中のものも含めまして14件の施工実績となっています。

もう一つの担い手の確保・育成の観点では、基本的には給与の保証、週休2日の取り組み、あとはやりがいをもっていただきたいということで、いろいろな施策を打たせていただいております。昨年10月からは現場環境改善費をきちんとお支払いするかたちにあらためておりますし、また今年度からは優良技術者表彰に新たに若手部門を設けております。工事関係では71名の方を知事表彰で表彰させていただきます。

本日の意見交換会を通じまして、建設工事の品質確保と、発注者側の襟を正すところは正すことにつなげていければと思います、ぜひ忌憚のないご意見をお願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【今井事務局長】それでは意見交換会に入ってまいりたいと思います。最初に事務局から本日ご出席の県の皆様方を、ご紹介させていただきます。ごあいさついただきました猿田室長様を除きまして、順不同でございます。建設部技術管理室藤本主任専門指導員様、同じく西山副主任専門指導員様、同じく荻窪副主任専門指導員様、同じく足立副主任専門指導員様、会計局契約・検査課関主任工事検査員様、環境部生活排水課小幡担当係長様、農政部農地整備課花岡主任専門指導員様、林務部森林政策課加藤主任専門指導員様、続きまして後列になりますが技術管理室加藤専門指導員様、建設部砂防課西澤課長補佐兼砂防係長様、林務部森林政策課吉山専門指導員様、以上の皆様にご出席をいただいております。それではこれから意見交換に入りたいと思います。ここからの進行は黒澤技術委員長をお願いいたします。

【黒澤和彦技術委員長】本日の意見交換会がスムーズに進みますよう皆様のご協力をお願いいたします。お手元に資料が配布されていると思います。その順番で進めさせていただきます。昨年の意見交換会で提案し、県からいただいた回答を検証したうえで再提案させていただく議題が10議題、今年度の新規提案

議題が 10 議題と、最後に要望事項が 1 議題、合わせて 21 議題で進めさせていただきます。進め方は例年のとおり、技術委員から提案を述べさせていただき、そこに県からご回答をいただくかたちで進めさせていただきます。ただし、議題は支部からあがってきた議題を技士会が精査したものですので、質問者個別の意見でないことをご了解いただきたいと思います。それでは設問の 1 番「設計図書の内容・精度」の「工事発注に伴う事前調査・確認について」を大北支部からお願いします。

【大北支部・原滋俊技術委員】再検証議題ということで、昨年度、農地転用、任意仮設の設計変更などについて回答いただいた内容を検証させていただきました。まず指定仮設に必要な農地転用ですが、災害復旧のときこそ、官同士の申請のほうが早く許可がおりると思います。積極的な対応をお願いします。また通常工事も相変わらず受注者の対応になっていますので、これも発注者のほうで事前に行っていただくようご指導をお願いします。

次に任意仮設の設計変更についてですが、協議の際、できれば監督員に係長・課長が同席いただくようルール化いただき、変更できるように指導していただければ助かります。指定仮設・任意仮設ともに、入札時の質問のある・なしに関わらず、柔軟な対応をお願いしたいと思います。工事完了後の設計変更も時間がかかっていて、下請業者への支払いにも影響してきますので、速やかな変更の対応をお願いします。

【建設部技術管理室・足立修副主任専門指導員】農地転用ですが、工事の場合は農地の一時的な利用になります。そういう場合も着手までに発注者が必要な手続きをとっておくことが基本と考えています。災害復旧工事等の緊急時、やむを得ず手続きを行えないまま発注する場合がありますが、その場合も現場説明事項、施工条件明示事項にその旨を明示していきます。

任意仮設の設計変更については、工事打ち合わせに、監督員に加え主任監督員が同席するかたちで対応するよう考えています。また入札時の質問の有無に関わらず、発注時点で予期し得なかった事態が確認された場合は任意仮設であっても設計変更の対象とする場合がありますので、監督員と協議をお願いします。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。再質問やご意見ございますか。よろしいですか。では 2 番「鋼製スリット砂防えん堤の管理道路について」ということで、同じく大北支部からお願いします。

【大北支部・原技術委員】砂防えん堤の施工中、台風による降雨によって袖部が崩れ、上流部の土砂もいっしょに流出したケースがありました。スリット部の鋼材は現場で組み立てが完了しており、大部分の土砂はスリット部で補足できたわけですが、スリット部の背後の土砂を搬出するために重機を入れる道路がなかったため、組み立てが完了したスリットをいったん分解して重機を入れ、

再設置しました。このことから、鋼製スリット砂防えん堤の構造上、上流部に侵入できる管理道路を設計時から考慮する必要があると考えます。ご検討をお願いします。

【建設部砂防課・西澤賢課長補佐兼砂防係長】現在、砂防えん堤の管理用道路につきましても、えん堤の上流部にアクセスできるように設計を実施しています。昨年5月に飯山で大規模な土石流が発生した際も、既設スリットえん堤が土石流や流木を補足し下流域の被害を軽減しましたが、残念ながらそのえん堤にも管理用道路がなく、除石に時間がかかりました。そうしたこともふまえ、上流部に乗り込みができる管理用道路が必要と改めて認識しているところです。どうしても地形条件等で作れない場合もありますが、基本的には上流部から除石ができるよう計画を立てていきたいと思えます。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ございますか。では次に移ります。3番「発注者の事前説明について」の「着手届提出時期と工事着手までの期間について」、新規提案です。上小支部からお願いします。

【上小支部・北澤博貴技術委員】着手届の提出時期が施工計画書作成後で工期初日から30日以内とありますが、早期発注による影響からか、地元および地権者との調整、工事許可の確認ができていないことがあります。また最近の公共事業は地元優先で慎重な打ち合わせが必要ということから、現地立ち入りが困難な場合があります。地元調整、関係機関との打ち合わせを行って、すでに対象工事の行動を行っていれば、着手届が規定の「現場事務所の設置および測量等」でなく、工期初日に提出しても、現場の施工性、品質、出来形に影響がないと思えます。着手届を最初に出し、それから現場に入ってもあまり品質や施工に問題がないのではないかとということで、提案いたしました。

【建設部技術管理室・加藤裕之専門指導員】まず地元調整・許可等の状況については、現場説明事項、条件明示書に記載することになっていきますので、引き続き記載していきたいと思えます。施工計画書と着手届の関係ですが、工期初日の着手届はまったく意味がないと考えています。実際に現場に入る前の提出をお願いしたいということで、測量に入る前に安全体制などを監督員に提出していただかないと、どういう状況でやっているのか監督員がわかりません。100%の施工計画書ではなくても、出せるところは出していきたい。それを受理してから測量し、結果をまた施工計画書に反映するときには一部変更するところだけ出していただくかたちになると思えます。ご理解いただければと思えます。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ご質問ございますか、よろしいですか。それでは4番「工期および発注時期について」の「週休2日制の工事について」ということで、再提案議題ですが、引き続き上小支部からお願いします。

【上小支部・北澤技術委員】再提案議題ですが、昨年は「建設業の週休2日が世間一般でいう週休2日である必要があるかどうか、それもいっしょに話し合っていく部分ではないかと思えます」というご回答でした。検証結果というよりお願いになるかと思えますが、昨年より働き方改革による就業体系の見直しが国主導で行われています。公共工事では官民一体となり週休2日を推進できると思えますが、民間工事で週休2日は理解してもらえるのか、災害や除雪等の緊急出動で週休2日は確保できるのか、天候による遅延等、これから制度が定着するまで課題はたくさんあると思えます。若者の人材確保の観点からも、建設業が休暇・賃金等魅力のある業種になるよう、制度の充実をお願いします。

【建設部技術管理室・荻窪孝副主任専門指導員】長野県も建設業の持続的な発展、担い手の確保に向けて、積極的に週休2日をみなさんといっしょに進めていきたいと思えます。そのため県発注工事について、今年4月の公告案件から、災害復旧などを除き、週休2日を実施していきます。ただし、受注者が希望する場合です。あわせて、標準工期の見直しも行います。また実際に週休2日を実施した場合は間接工事費の率のかさ上げを行い、達成度に応じた工事成績評定の加点も行っていきます。このように進めていくなかで、平成31年度以降は週休2日の実績を評価する総合評価落札方式や、発注者指定型による週休2日などを検討し、さらなる制度充実を図っていきたいと考えています。いろいろな課題がありますが、まずは県発注工事を進めるなか、気運が高まり、ほかに波及していくことを期待しています。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。建設業も週休2日に進んできたということで、国からの指導もあって県も取り組んでいただくわけですが、ご意見ご質問ございますか。

【木曾支部・水本豪理事】週休2日ですが、1カ月に8休などいろいろな形態があるかと思えます。工事の内容によっては、3～4日雨が続けば現場に入るわけにいかないこともあります。全部が全部週2日休みでなくとも、少し緩和してもいいのではないかと思えますが、その辺はどう考えていますでしょうか。

【荻窪副主任専門指導員】県の取り組みの詳細は今後ご説明をしていきますが、全体工期の7分の2相当の現場閉所という条件であります。その点でかなり柔軟に考えております。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。そのほかよろしいですか。4月以降の案件から取り組みが始まるということで、みなさんご承知おきください。それでは次に移ります。5番「仮設工について」の「仮設足場工の設計について」、再提案議題です。私のほうから提案させていただきます。昨年の意見交換会のときに仮設足場について質問させていただきました。簡単にいうと、設計でみていただいている足場の費用と実際に架ける足場の費用が

かい離しているという問題です。そのときの回答が、こういった状況でかい離があるのか詳しく教えていただきたい、資料をいただければその内容で対応を考えるというものでしたので、今回資料を提出させていただき、再提案させていただきます。

追加でお渡しした足場の図面は、橋梁補修の設計段階の任意仮設の参考図で、公告資料です。県の方はこれにもとづいて積算されています。契約後、単価公表になった際に調べたところ 176 万円の金額でした。これに対してもう一つの図面は、実際の工事を進める際に現場の状況を把握したうえで架けた足場施工図です。桁の断面修復等をやる場合、実際にはこうした工夫をしないといけないということで、300 万ほどかかりました。こちらの質問は、この場合に変更していただけるのかという点に尽きると思います。ご回答をお願いいたします。

【荻窪副主任専門指導員】まず歩掛かり自体が合わないということについては、国のほうでも実態が反映されるよう調査していますので、県もしっかり対応していきたいと思います。足場につきましては、今日見せていただいた図面は、床版補修のために両サイドだけ少し足場を加えてあるものと思います。この場合は標準歩掛かりと違いますので、本来ですとそれぞれ見積もりで対応することが必要かと思います。詳細は検討しないといけませんが、いずれにしろ足場の状況が現地の状況と合っていないとなれば、変更対象になってくると思います。ただし条件がありますので、その点はしっかり現地の担当者と協議、確認していただきたいと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます。いまのご回答だと、参考図が現場の状況で変わる場合は、協議を上げれば対応していただけるということでしょうか。

【荻窪副主任専門指導員】これで合理的でないとなれば、そうなるかと思いません。

【黒澤技術委員長】仮設の足場は全然合わないというのが会員の意見です。またいろいろな場面で協議を聞いていただいて対応いただければありがたいと思います。ほかにご意見ご質問ありますでしょうか。それでは続きまして6番「任意仮設について」、再提案議題ですが伊那支部からお願いします。

【伊那支部・福澤博志技術委員】昨年度も事例を上げてご質問しましたが、現場質問事項や仮設参考図に明示されている仕様の内容に、担当者によってまだ差があります。設計変更ガイドラインに「適切な設計変更をする上でも発注者が想定している工種および規模等を明示すること」とあり、協議の元になる項目ですので、ぜひ漏れのない明示をお願いします。

二番目は、参考資料として、数量と仕様歩掛りを国交省のようにぜひ公表をお願いします。三番目ですが、足場は施工および安全において重要な仮設物です

ので、受注者の責で施工するのはいかなるものか、という意見が出ています。四番目は、現場を熟知し創意工夫を考慮して仮設工を行うわけですが、それで積算するとどうしても予定価格と差が出てしまいます。発注者と受注者において考え方に差が出る項目を含んだ予定価格によって失格基準価格や調査基準価格を定めることもご検討願います。

【荻窪副主任指導員】一番目の現場説明事項等についての明示ですが、差が出ないよう徹底してまいりたいと思います。二番目ですが、当県は受注者自らの積算を促す発注方式を採用しておりますので、ご理解いただきたいと思います。ただし公表されている標準歩掛かりにない工種は、適切な見積もりが行われるようその標準を表示することになっていきますので、これについては徹底してまいりたいと思います。三番目は、仮設はとくに指定する場合を除き受注者の自由裁量ですので、原則として明示はしないということにしています。四番目は、さまざまなご意見あろうかと思いますが、まずは適切な仮設計画となるよう引き続き努めてまいります。ご意見を聞きながらよりよい制度になるよう考えていきますので、よろしく願います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。ご意見ご質問ございますか。よろしいですか。それでは「仮設工について」の最後に「集水井内の排水ボーリング時の水替工」について、新規提案ですが大北支部から願います。

【大北支部・原技術委員】集水井内の集排水ボーリング施工時の水替工についてですが、設計歩掛かりには水替工は計上してあるといわれます。しかし、作業時排水は入っているとしても、常時排水は計上されていないと思います。施工上、どうしても夜間もポンプをかけておかないと井戸のなかでポンプが水没してしまうことがあるので、やむをえず夜間も水替するケースがあります。現場の状況に応じて判断、変更をお願いします。

【西澤課長補佐兼砂防係長】個々の現場の条件で違うと思いますので、当初想定されている条件と変わってくることもあるものと思います。ですので、個々の現場状況で施工上必要であれば、協議していただくよう徹底してまいりたいと考えています。

【大北支部・原技術委員】河川の床掘りでも同じケースがありますが、(工期的に)協議を待たないこともあります。その場合は掘削前に協議をかけて進めないといけないということでしょうか。

【西澤課長補佐兼砂防係長】現場の状況が当初想定しているものとどのように違うかが基本になってきますので、個々で、状況に対応した協議をしていただきたいと考えています。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。よろしいでしょうか。続きまして8番「技術者制度について」の「現場代理人の実績について」、再提案議題で

すが諏訪支部からお願いします。

【諏訪支部・藤森公仁雄技術委員】昨年度、現場代理人の実績について監理技術者と同様に認めていただきたいという質問をさせていただきました。これに対し県からは、主任技術者を2名配置する場合や、主任技術者に若手技術者を配置する取り組みを評価する総合評価落札方式の場合に、現場代理人の実績も認めているという回答をいただきました。これについて検証させていただきましたが、一つは、監理技術者と同等の資格を持つ現場代理人と若手技術者に限らず、監理技術者を配置した場合は現場代理人にも同等の実績および評価をいただきたいという要望です。もう一つは、たとえば現場代理人が監理技術者等を兼務し、かつ別の主任技術者を配置した場合は、2名に対して評価いただけるのかという質問です。よろしくお願いします。

【技術管理室・西山広一副主任専門指導員】技術者の2名配置ですが、あらためてご説明させていただきます。発注者が主任技術者2名配置を求めた場合は、2名に点数が付与されます。ただし受注者が独自に配置した場合は、どちらか一人に点数を付与するかたちになります。あと現場代理人につきましては、現場代理人としての成績は付与されますので、今回優良技術者表彰の若手部門で現場代理人で受賞された方もいらっしゃいます。これについては次回の総合評価のときに主任技術者として名前をあげていただけたら優良技術者の実績で評価いたします。若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式もやっていますので、そちらの方も活用いただきたいと思います。

【諏訪支部・藤森技術委員】現場代理人を評価していただくのは、若手技術者だけということですよ。先ほどから出ていますように若手がない御時世でもありますので、若手以外でも資格を持っている人もいますから、その方も評価いただけるような方向になればと思います。

【西山副主任専門指導員】そういう方でしたら、受注希望型のほうで主任技術者になっていただいて、そちらのほうで実績を積んでいただければと思うのですが。

【諏訪支部・小口功理事】総合評価落札方式では、若手技術者は無資格でも点数がいただけるということですが、若手以外も点数や実績が付けば次の応札の機会が増えますので、なるべくそうした機会を設けていただくよう加味していただきたいと思います。

【猿田技術管理室長】まず主任技術者複数配置の場合、工事成績点をお付けするのはこちらから複数指定した場合を除けば、一番関与が深かった主任技術者のみに加点させていただきます。

また現場代理人を加点の対象にしてほしいということですが、国交省は、現場代理人は基本的に技術者の方が付いています。しかし長野県は、現場代理人に

技術者資格を求めているがゆえに、現場代理人にすべからず加点するところまでは至っておりません。そのため今回の若手技術者表彰は、現場代理人に光を充てる第一歩と考えていただきたいと思います。

なお40歳以上のベテランが現場代理人についての場合、そちらも評価してほしいというお話がありましたが、これはあくまで担い手の確保を第一の目標としていますので、若手のほうにアドバンテージを与えております。同じようにやってしまったら、若手じゃなくてもいいやとみなさんが感じてしまいますので、ここはこのかたちで進めさせていただきたいと思っております。ただしいずれ長野県工事においても現場代理人に技術者の方がついていただけるような状態になれば考え方は変わってくると思っております。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ご質問よろしいでしょうか。それでは進めさせていただきます。9番「総合評価落札方式の評価項目について」ということで、新規提案となります。諏訪支部からお願いします。

【諏訪支部・藤森技術委員】近年、長野県の総合評価落札方式の技術者要件資格等の配点について「自社の登録基幹技能者を現場に配置できる場合」と記載があります。登録基幹技能者の評価・活用は工事の目的物の品質の一層の向上を図るために必要と思われませんが、その役割は元請に対し施工方法の提案を行ったり、所属グループ内で施工に関わる指示・指導をしたり、他の職長との連絡・調整をしたりすることと聞いており、けっして元請に求められる資格ではないと思っております。

また自社保有の登録基幹技能者と限定して評価することは、この登録基幹技能者を有しているが入札には参加できない本来の優良な専門工事業者にとって仕事の機会減少につながるのではないかと考えられます。たとえば関東地整・中部地整は、登録基幹技能者の所属を「元請または一次下請」「元請下請問わず」としております。県の登録基幹技能者の評価が適切であるか、質問させていただきます。

【西山副主任専門指導員】元請が自社雇用の経験豊富な登録基幹技能者を配置することにより、現場技能者の適正な配置、作業方法の具体的な指示、適切な工程管理が行われるということで、工事目的物の一層の品質確保・向上を図るため平成24年度から採用しています。ただご指摘のとおり、登録基幹技能者を雇用する会社で、入札参加資格を持っている者と持っていない者がおりますので、そのところは課題として認識しております。要件を下請まで広げるかどうかは、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

【黒澤技術委員長】ご意見ご質問ございますか。では1点、登録基幹技能者の配点がついた総合評価落札方式が今年度からいくつか公告されるようになっていっていると思っておりますが、理由は何かあるのでしょうか。

【西山副主任専門指導員】品質確保を図るという観点ではじめており、今年度22件実施する予定です。案件ごと、その地域に登録基幹技能者が何人いるかを確認し、競争性が担保できることをふまえたうえで、設定しております。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。それでは10番の「配置技術者の要件と変更について」ということで、新規提案ですが、諏訪支部からお願いします。

【諏訪支部・藤森技術委員】先ほどと関連する内容となりますが、昨今、入札制度改正にともない求められる技術者要件が刻々と変化しております。今年とくに目立ったのが、総合評価落札方式の加対象の技術者要件に「登録基幹技能者」が出てきたことです、これはあらかじめ県側から説明や告知があったとは思われず、急に要件に入れられても、資格取得が間に合いません、このように新たに要件を加える場合は半年前、1年前にアナウンスしていただきたいと思います、また求められる技術者要件がわかっていないと、適切な技術者配置ができません。1件の工事を受注しある技術者を配置したあと、その後の発注工事に配置したほうが適切であったケースも数件ありました。現在は特別な理由がない限り主任技術者の変更が認められていませんが、よりよい品質が確保できるなどの理由で技術者を変更できるよう要望します。

【西山副主任専門指導員】登録基幹技能者は平成24年度からやっており、当初は電気工事、平成25年度に配管、平成28年度10月以降に建設塗装、型枠、機械などに拡大してきたところです。今年度はとくに22カ所ですので、多く感じているのかと思います。運用に関しましてはホームページで周知を図ってきましたが、今後、機会あるごとになるべく早めの周知に努めていきたいと思えます。

【技術管理室・加藤専門指導員】主任技術者の変更についてですが、運用マニュアルで、病気等の合理的な理由がない場合は原則として認めないことになっています。建設工事の適正な施工を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者・主任技術者の工期途中の交代は入札契約手続きの公平性を確保するうえでも最小限とする必要がありますので、一度ついた技術者が責任をもって最後までみていただければと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

【木曾支部・水本理事】資格取得はすごく難しく、なかなか受からないのが現実だと思います。そうすると、ある特定の会社だけ点数が上がるということになりかねませんので、もう少し資格者が増えてから要件にしてもらったほうが良いと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。本当にその資格がないと仕事ができないというなら別ですが、そこまで求められるのかとも感じて

います。

【西山副主任専門指導員】その資格がないとできないというわけではなく、あったほうがよりよい品質のものができるのではないかとということで採用しています。またこれを機に積極的にこういう資格を取得していただきたいと思しますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

【牛越会長】実際、一級土木施工管理技術検定に合格した人間に対し、コンクリートとか地すべりとかのり面とか、資格がたくさんありますが、私とすれば一級土木施工管理技士の試験に合格すれば十分ではないかと思っています。その辺、あまり枠を締めすぎないようお願いいたします。

【技術管理室・藤本済主任専門指導員】確かにいま資格が年々増える傾向で、それにかかる労力、費用もばかにならないと感じてらっしゃる部分はあるかと思えます。ただし技術者というのは基本的には常に研鑽をしなければならない立場ですので、こういった資格に挑戦してステップアップを図っていただくのは、公共工事をやっていただくうえで頼もしいことと考えています。そのためそうした方を総合評価のなかで適切に評価させていただきたいと思えます。

ただし総合評価の設定は適切に行わなければならないわけで、たとえば先ほどの登録基幹技能者の設定も、元請雇用の技能者だけでいいのかといったところを検討していかなければなりません。ご意見をふまえよりよい制度になるよう検討を進めてまいりたいと思えますので、よろしくようお願いいたします。

【黒澤技術委員長】資格を取るのが非常に難しくなっていて、講習に行かないとなかなか受からない状況です。すると、土日に講習に行くんですね。週休2日を唱えながら資格を取りなさいということだと、とくに若手技術者などは休み返上で講習に行って資格を取るというような状況も出てくると思えます。なので、急に資格要件が増えるのは技士会としてもどうかと思っていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます、それではちょうど10議題まで進みましたので、休憩を取らせていただきます。

【黒澤技術委員長】

それでは引き続き後半を進めさせていただきます。11番「工事仕様書について」の「コンクリートの品質管理に関する共通仕様書および工事成績評定の解釈について」ということで、再提案議題ですが、飯山支部から申し上げます。

【飯山支部・熊谷一二三技術委員】2年越しの議題ですが、コンクリートの品質管理について、あいまいなところを整理したいということで提案しました。内容は3点です。1番は寒中コンクリートの養生期間及び養生温度についてで、昨年、建設部の共通仕様書にある寒中コンクリートの養生期間の表現と、コンクリート示方書の表現が違って、さらには竣工検査員もその解釈を勘違い

して説明されているという事象を説明したところ、今後検査員会議で指導していくというご回答でした。共通仕様書等はまだ変更されていないと思いますので、引き続き統一の考え方をご検討いただきたいと思います。

2番目は日平均気温を予測する判断基準で、たとえば日平均気温が4℃以下になることが予想される時は寒中養生しなさいという共通仕様書の表現になっています。ということは日平均気温を予測しなければいけないのですが、その方法について昨年の回答は、判断基準の一つとして最高・最低気温を採用するというものでした。最高・最低気温というのは、日平均気温を予測するにはかなりあいまいな表現で、基準というものは誰もが定量的にわかるようにしてほしいと思いつつも、現状の基準からいけば、たとえば打設の2～3日前に最低気温が4℃以下なら寒中コンクリートと解釈すべきなのかどうか、実際に現場で動く人間の立場としてその辺のご指導をいただければと思います。

3番目は JIS 認証の生コンについてですが、去年はスランプや空気量のバラツキの評価を認定工場の生コンも行うのかという質問だったのですが、今後の検討材料ということで話が終わっています。これはスランプとか空気量にとどまらず、むしろ圧縮強度が問題で、施工会社の施工能力外のことが評価されることとなります。圧縮強度は設計基準以上という規定で、上限がないためバラツキの評価ができません。認定工場の製品であるにもかかわらず、施工能力として評価されてしまうことについて、ご見解をいただきたいと思います。

【加藤専門指導員】土木工事共通仕様書において、日平均気温が4℃以下に予想される時は、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならないと記載しています。気象庁は過去データとして地点ごとの平均気温と最高・最低気温を公開しており、そちらを参考に、寒中コンクリートの施工を適切に行っていただきたいと思います。ただ、打設前が4℃以下になっているから寒中養生を行うべきかについては、はっきりいっていけない状況です。

【藤本主任専門指導員】仕様書に書いてある通りをお願いしたいというのが一番の趣旨で、やはり予想しないといけないんです。気象庁のホームページはみていただいていると思いますが、前年が出ていますので、そこで最高気温・最低気温の動きをみるとそこに平均気温の動きが出ていますから、だいたいこれは4℃以下に下がってしまうなど予測できます。それから天気予報もあります。そういったものを総合的に勘案し、4℃以下になる可能性があるとするれば、現場は準備していただかないといけません。そういった体制をとっておくことが趣旨ですから、じゃあ前の日に4℃以下になったからやるかというのは十分ではないこととなります。

いずれにしても、いま地域によってアメダスごとに全部平均気温の過去データが出ていますので、天気予報も含めて予測し、工程表と照らし合わせながら判

断して準備することが一つの技術力と考えています。

続いて三番目ですが、逆におたずねしてよろしいですか。ここでお出しただいた提案をみますと、コンクリートの圧縮強度は施工側によらず生コン側の問題なので、評価対象からはずしたほうがいいという趣旨でしょうか。対象としないほうがいいと受け取れるのですが、そういうことでしょうか。

【飯山支部・熊谷技術委員】簡単にいえばそうです。一括承認の対象工場、品目に対して、その品質、バラツキの評価を施工会社に与えるのは違うのではないかと。

【藤本主任専門指導員】わかりました、そうであればそういった趣旨で受け止めさせていただきます。では検査課のほうで。

【会計局契約・検査課・関一規主任工事検査員】まず1番ですが、今年も9回検査員会議をやり、来週もまたやるのですが、今日いただいた話をまたしようと思っています。検査員も人間ですので、間違った解釈をしていることがあるかもしれません。何なりとまたご提案いただき、ご意見いただければと思っています。

【飯山支部・熊谷技術委員】先ほどの平均気温の件ですが、竣工書類はコンクリートの温度管理ということで毎日の最高・最低気温を記載しなさいと現場必携に書かれています。それはあくまで現場の最高・最低気温ですね。そのうえで、気象庁データをかんがみながら、日平均気温を予測して、寒中養生の段取りをして、当日するかどうかを判断しなさいということでしょうか。

【藤本主任専門指導員】そうですね。やるかやらないかの段取りと現場の管理はまったく別と考えていただきたいということです。

【飯山支部・熊谷技術委員】そうすると、たとえば打設日以降、たとえば4日間の最低・最高気温のなかで日平均気温が4℃以下になれば、当然寒中養生が必要なわけですね。実際に現場で計っている最高・最低気温においてですね。

【藤本主任専門指導員】逆にいえば、下がっているのに、そこで寒中養生をやっていないかったら、管理としていかななものかというのは出てくると思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。いまのご回答に対しご意見ご質問等ございますか。それでは続けます。12番「工事施工中の指示等について」の「設計照査に伴う設計業務は設計業者へフィードバックすることを徹底してください」ということで、長野支部からお願いします。

【長野支部・小椋公一技術委員】昨年あげた議題の案件で、昨日、竣工検査を受けました。16カ月かかっています。その間、現場がストップしている期間が半分くらいありました。本来は7～8カ月で終わる工事だと思っています。これは当社が請けたのり面の工事なので詳細に話せるのですが、アンカーの定着長が違うということでチェックボーリングをしたら、土質が違っていました。

これについては変更しなさいということで、最終的には当社を通して設計業者にフィードバックして施工に至っておりますが、このようなことでひんぱんに工事が停滞しています。

そもそも設計では地山を45度でカットしなさいということでしたが、地山の土質が風化岩で剥落する状態でしたので、何とか吹き付けでお願いしたいという話をしました。すると45度で切れない理由を調査して持ってきたということで、施工業者に解析を依頼されました。しかし45°C以下でカットしなくてはならない理由は結局みつからず、係長のご指導で最終的にはモルタル吹き付けになったのですが、そこまで1週間以上現場は止まっています。非常にコストがかかり、非常に大変な思いをして昨日の竣工検査を受けたということです。のり面の安定計算をしていないから計算しなさいと業者にいうのは、いかななものかと思えます。本来は設計業者が調査すべきとことで、施工業者にやらせる範囲を超えていると思えますので、再度、徹底をお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】基本的にはしっかり事前の調査を行って適正な設計を行うことを徹底していきたいと思えます。実際、調査を十分やったなかでどうしても現場の土質が変わってくることはあるかと思えますが、いまのお話は事前の調査、設計が十分でなかったと思えますので、適正な設計を行うことを指導していきますのでよろしくをお願いします。どうしても現地の状況で設計が変わった場合は、本来は設計業者にフィードバックして別途委託業務を行うのが基本です。みなさんをお願いする場合は、同意を得て行うこととなります。その場合はもちろん費用は変更計上いたします。そのことについても徹底したいと思えます。

【長野支部・小椋技術委員】いつもそういうご回答をいただいておりますが、その間、現場は全部止まっていますので、相当持ち出しがあります。できれば一時中止をしていただきたい。私はこの工事は途中でやめてしまおうと考えましたが、監督員の心証を悪くするからという話もあり、最後までやらさせていただきました。費用をカバーする手立てがないものか、お聞きしたいと思えます。

【荻窪副主任専門指導員】工事の一時中止についてはこれまで事例がないなかで、なかなか徹底されませんでした。今年度、一時中止のガイドラインを技士会のご参加もいただいて策定させていただきました。それには費用の計算も記載しております。これを参考に協議していただければと思えます。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます。ほかにご意見ご質問等ございますか。それでは13番、いまも話が出ました「工事中止・工期延長について」の「設計変更に伴う工事中止命令について」ということで、再提案議題ですが、松筑支部からお願いします。

【松筑支部・藤澤正佳技術副委員長】昨年も出させていただいた変更設計に伴

う工事中止命令について、ガイドラインを作成しているというお話をお聞きしたのですが、実例としまして、1000万円ほどの工事が半年間進ちよくがなく辞退を申し入れたところ、住民説明会を行い再開した案件があったという報告がありました。次の3点をお聞きしたいと思います。

1番として、新規案件の着手前であれば工事中止が可能なのか、また安全対策が必要な場合ガイドラインではどうなっているのか。2番目として、工事中止命令が出された案件がある場合は聞かせていただきたい。またその工事が中止になる経過を聞かせていただきたい。3番目として、中止の場合の再開の工程はどうなるのか。以上の点をお聞きしたいと思います。

【荻窪副主任専門指導員】1番目ですが、工事一時中止ガイドラインでは受注者が工事継続不可能な要因を発見した場合、工事の一時中止を協議することになっています。また契約書の第20条では、受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には発注者が工事の全部または一部の中止を書面で命じなければならないとなっております。ですから、準備工の着手前でも後でも可能です。

次に工事期間中の安全対策が必要な場合の費用はどうかということですが、これは当然、その現場を維持していくための費用に含まれ、受注者から請求があった場合には設計変更の対象となります。算定方法については工事一時中止ガイドラインに記載しており、県のホームページにも載っておりますので、みていただければと思います。

2番の工事中止命令が出された案件があるかということですが、契約にもとづく工事中止事例はあります。理由としては、他の工事との関連による一時中止でございます。

3番は実際に一時中止した場合の再開の考え方ですが、発注者は工事の一時中止を行った場合、必要と認められるときは工期もしくは請負代金額を変更しなければならないとしておりまして、工期の変更期間は原則、工事を中止した期間となります。ただし発注者が一時中止期間の解除をするにあたって、必要と認められると判断したときは受注者と工期の短縮について協議を行い、合意を得て短縮を行う場合もあります。工期短縮によって余計お金がかかる場合、その費用は受発注者間で協議を行い双方が確認して相違のないようにやっておかたちにしております。これについても工事一時中止ガイドラインに書いてありますのでみていただければと思います。

【松筑支部・藤澤技術副委員長】工事中止命令を出さないといけないという発注者側の基準というのは存在するんでしょうか。

【荻窪副主任専門指導員】基本的には確認をして、確認できれば速やかにということですよ。

【松筑支部・藤澤技術副委員長】ということは、これは当分できないだろうと、たとえば用地だったり他工区との調整だったり、そうした場面が見受けられた場合、業者側としては積極的に中止命令を出してもらおう方向で協議したほうが良いということでしょうか。

結局、工事が止まってしまうというのは一企業の努力では解決できません。用地の関係とか、ほかとの絡みとか、発注者からいただかないと動けないケースの方が多いと思います。ですから、どのタイミングで中止命令を出してくださいと協議を起こすのか、その辺を教えていただければありがたいのですが。

【藤本主任専門指導員】文面には発注者が中止しないといけないとありますが、そういった状況がみえたとき、受発注者間で現場の状況をしっかり話し合うことが一番大事だと思います。発注者側は何が何でも続けようという立場ではなく、中止するという一つ選択肢もにらみながら、誠意をもって話をすることです。お互いに、そういう手段があるということテーブルに置きながら話をする、と。いろいろな条件をお互いに出し合うことが大前提で、どちらかがいい出すとか、そういうことではないのかなと思います。

【黒澤技術委員長】いまの件についてほかにご意見ご質問ございますか。

【飯田支部・安野正和理事】次の仕事にも関わりますので、一時中止は誰も望んでおりませんが、可能性がある場合は中止するという方向で進めるのがいいのではないかと思います。先ほどの長野支部の16カ月かかったというようなケースは当然一時中止に該当する気がします。状況をみてやっていくのが一番大切ですが、差し支えがあれば思い切って中止する必要があると思います。

【黒澤技術委員長】ほかにありますか。はい。工事一時中止ガイドラインがありますので、それをご確認していただければと思います、それでは続けさせていただきます。14番「残土・廃棄物処理について」の「平成30年3月31日『CREDAS入力システムの廃止』に伴う業務手順の変更について」ということで、中高支部からお願いします。

【中高支部・丸山浩次技術副委員長】平成30年度より、現行の国土交通省ホームページに公開されているCREDAS入力システムが廃止になります。どのような対応策を行うのか、明示をお願いしたいと思います。

【技術管理室・足立副主任専門指導員】CREDASの入力システムが30年の3月末で廃止というのは我々にもメールで連絡があったくらいで、急な話だったのですが、脆弱性の回避というような理由で、システム自体を使わないこととなっております。

廃止後の対応につきましては、国交省でやっておりますCOBRISというシステム

も含めまして、国交省からの情報をふまえて検討している最中です。来年度に全国調査が予定されておりますので、それを含めて円滑な移行を図り、受注者の皆様にご迷惑をかけないかたちで進めたいと考えております。

【黒澤技術委員長】ほかご意見ご質問等ございますか。では15番「設計変更について」の「コンクリート配合の変更、少量施工時の増加費用の対応について」ということで、新規提案ですが、上小支部からお願いします。

【上小支部・北澤博貴技術委員】コンクリート配合の変更、少量施工時の増加費用の対応についてということで、提案させていただきます。コンクリート打設において、土木配合のスランプ8cmでは、壁厚が薄い鉄筋構造物や圧送揚程が大きい・圧送距離が長いなどの場合、圧送ポンプのトラブルを未然に防止するため流動化剤を使用することや高スランプ配合にすることが効果的と考えられます。

しかしこれらの対策を行う場合、協議をすると施工承認としての扱いで、増加費用は工事施工者による負担となっている場合が多い状況です。品質に問題のない構造物をつくっていかうという趣旨での技術提案協議ですので、施工時期、構造物の規模にもよりますが、発注者にもご理解いただき使用する材料を変更対象とし、技術的な提案が受注者にとってコスト的に不利にならないよう考えていただきたいと思います。

合わせて、小型の集水桝や砂防えん堤のコンクリート打ち継ぎ面に使用するモルタルなど、どうしても少量の使用になってしまう配達の場合は、小型割増にて精算してもらえようをお願いしたいと思います。

【足立副主任専門指導員】いわゆる流動性を高めたコンクリートの使用は、現在検討しているところです。国土交通省は今年度途中から当面仕様規定ということで運用されていると聞いていますが、県も対応するよう考えております。何らかの方向を示していきますので、よろしくをお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】少量施工時の増加費用についてですが、お話の趣旨からいくと、小口取引の場合の単価を使ってもらいたいということかと思えます。これについては、いまは県で行っておりませんが、状況等をみてどうするか考えていきたいと思えます。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ご質問等ございますか。それでは16番「交通誘導員の交代要員について」ということで、木曾支部からお願いします。

【木曾支部・針間則昭技術委員】交通誘導員による片側交互交通の施工時は、業者は交代要員を増員させて実施しております。トイレ休憩や昼休みの交代のためです。しかし、施工現場において片側交互通行の解放ができない場合であっても、精算時は否定され、誘導員の変更はされません。交代要員の配慮をお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】交通誘導警備員は、当初積算では休憩・休息時間においても交通誘導の必要があり、かつ、信号等での対応が不可能な場合には、交代が「あり」というかたちで計上することとしています、これについて徹底していくようにしたいと思います。また、現地の状況で当初と想定が変わって、必要となれば変更が必要な場合もあろうかと思えます。いずれにしても監督員とよく協議していただき、対応していただければと思います。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ご質問よろしいですか。では17番「品質管理について」の「コンクリートの品質管理基準について」ということで、再提案議題ですが、飯田支部からお願いします。

【飯田支部・春日茂樹技術委員】昨年、コンクリートの品質管理で少量50立米以下の場合の品質管理と、あと重要構造物とは何を指すかという点について、質問させていただきました。これに対し回答が「コンクリート試験について50立米以上あるけれど日々の打設量が小規模の場合の取り扱い、今後の検討課題と認識しています。圧縮強度試験が20立米から50立米ごとに1回というなか、長野県としては同様の扱いになるかと思えます。重要構造物の明確な定義については今後検討していきたいと考えています」ということでした。まだ公式に明示されていないと思えますので、現在どういう検討まで進んでいるかをお聞かせ願えればと思います。

【足立副主任専門指導員】重要構造物につきましては、国の共通仕様書の段階確認のなかに記述されております。そのほかにも記述しているものが何種類もあります。県としてはまだ最終確認になっていませんが、品質管理基準等の改提示時などに示してまいりたいと考えています。

議題には入っていないのですが、先日、県建設業協会との会議でコンクリートのひび割れ防止に関して、とくにボンドひび割れの対策にご意見をいただいております。昨年2月、国交省の東北地整でひび割れ対策について取りまとめた資料を公表しておりますので、これを参考として長野県もひび割れ対策を行う構造物の対象、ひび割れ対策の方法の選択など、考え方を取りまとめていきますので、よろしくをお願いします。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ご質問ございますか。では続きまして18番「出来形管理について」ということで「橋梁補修工事における断面補修工事及びクラック注入の写真管理について、撮影基準を設けてほしい」という再提案議題です。

現在、橋梁補修工事が多々発注されているわけですが、管理基準が明確に示されていないということも昨年議題とさせていただきました。これに対し、明確に基準を定めていないのでそれぞれ担当の方と協議して決めていただきたいと回答をいただいたわけですが、検証結果として、実際に監督員と協議をするな

かで解釈のバラツキが大きいのが実情です。管理基準の早期の制定をお願いいたします。

【足立副主任専門指導員】橋梁補修の管理基準につきましては、国交省や県内の自治体においても定められていないことから、おのおのが運用しております。長野県も同様ですが、ご意見のように、同じ工種で監督員や建設事務所によって運用に違いがあるのは好ましくありませんので、ひどいケースがありましたら、技術管理室か道路管理課にご連絡いただきたいと思います。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ご質問よろしいでしょうか。それでは続けさせていただきます。19番「舗装工の出来形管理基準について」ということで、新規提案ですが、飯田支部からお願いします。

【飯田支部・春日技術委員】過去の技術者セミナーで出た2点についてご回答をお願いします。1番ですが、基準高の管理は基準にないのですが「縦断の出来形確認として必要である」という見解がありました。それならば管理基準の見直しが必要ではないでしょうか。2番として、舗装出来形の延長計測方法について「縦断勾配が急な舗装工事等は発注者と協議のうえ、延長を水平距離、水平距離の斜距離換算、出来形での管理」といわれ「急な縦断勾配とは10%以上」との説明がありました。しかし5%程度の勾配でも斜距離換算が求められた事例があり、明確な基準を明示していただきたいと思います。以上2点、よろしくをお願いします。

【加藤専門指導員】1番の舗装の基準高の管理基準については、表層のところでの出来形の管理基準はないので、国土交通省の意見を聞きながら考えていきたいと思います。2番の縦断勾配が急な舗装ですが、設計は基本的に水平距離でやっていますので、ご理解いただきたいと思います。

【春日技術委員】2番ですが、それが水平距離で設計されているというのはわかります。勾配がゆるい場合は水平とほぼ同じということでわかりますが、急な場合は斜距離換算をしてくださいというところで、定義として10%という明確な回答があったことに対し5%でもやりなさいといわれるなど、不明確なところがありますので明確にしてほしいということです。

【関主任工事検査員】現場必携では勾配のことには触れていないんですね。基本的に受発注者で協議して、斜距離でもできるといった記載になっていると思います。どこかで具体的に10%と出たのでしょうか。

【春日技術委員】誰というところまではわかりませんが、セミナーのなかで県側から回答が合ったのは間違いありません。

【関主任工事検査員】現場必携にいま記載していることが基本ですので、具体的に何%ということは求められていないと思います。来週の検査員会議のなかで確認したいと思います。

【黒澤技術委員長】ご意見ご質問はございますか。それでは続きまして 20 番「創意工夫」の「設計計上される創意工夫の適否について」ということで、飯山支部からお願いします。

【飯山支部・熊谷技術委員】設計計上される創意工夫の適否ですが、一般的に考えれば創意工夫は出来形・品質・安全・環境面や生産性の向上など独自の取り組みを行った内容が評価されるものと考えております。その提案に対し、設計変更の対象となって費用計上がされた場合は創意工夫の対象から除外しなさいと、主任監督員にいわれることがたびたびあります。合わせて、現場環境改善費が復活しているということで、現場環境改善費が計上される項目については創意工夫の対象とはならないという注意書きもされています。

いってみれば、独自のアイデアや取り組みが費用計上されていると創意工夫ではない、いい換えれば、経費がかからないもしくは請負者負担でなければならない。その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

【加藤専門指導員】地域社会の貢献への加点は、受注者が自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に対して行っています。受注者と発注者の協議のもとに合意した内容について、費用も計上する環境改善については、これに該当しないものと考えています。

【飯山支部・熊谷技術委員】北信建設事務所管内の意見交換会で、創意工夫は費用計上されても対象です、という見解をいただいたのですが、それはどうなるのでしょうか。

【藤本主任専門指導員】創意工夫と現場環境改善費の議論が合わせて行われているのでわかりにくくなっています。現場環境改善費は 1000 万以上の工事において、現場を改善することで働く方の労働環境改善につなげ、大きくいえば担い手確保までつなげていくことが意図です。たとえばクーラーを設けるとか、具体的に費用がかかるものについて 5 項目をこちらで決めさせていただき、費用をお支払いしています。ですから、そこに創意工夫が絡んでくるとは考えておりません。

これに対し創意工夫は何かというと、たとえばクーラーを設けるだけではなく、ヒートショックを防ぐために温度計や熱中症指数を併用して温度管理や体調管理に役立て健康を害さないようにするといったことですね。そうして工夫をした部分に対し、加点をするというふうに私は考えています。そのやり方が独自のかたちで、コスト縮減や安全性・施工性の向上につながるものであれば、お金は払っていても創意工夫の対象となり得ます。

【猿田技術管理室長】現場環境改善費というのは、20 くらいのメニューを示したうえで、そのなかで 5 項目をやってくださいという発注者の注文です。ですから、それをやっていただいたことに対し創意工夫としてみるのは筋が通らな

いという考え方です。

そのうえで、お金をお支払いしたなかで創意工夫の位置付けが変わるかどうかということは、これは一概にいえません。現場環境改善費ではないものについて申し上げますと、受注者側の発議でやられたかどうか、まず判断材料です。そしてそれについて対価を払っていただければ創意工夫とみないか否かは、発注者側の関わり方次第だと思います。お金支払ってなくて受注者側の発議であれば創意工夫になり得るわけですが、お金を支払って受注者の発議であれば、ケースバイケース。どちらに主導権があるのかとか、その辺が関わってくると思います。

いずれにしても現場環境改善費でやっていただく5項目はこちらの注文ですので、評価の対象からは外させていただくということです。

【黒澤技術委員長】ご意見ご質問等よろしいでしょうか。それでは21番、これは要望事項となりますが「講習会開催について」の「講習会・現場見学会等の実施について」ということで、更埴支部からお願いします。

【更埴支部・中沢栄一技術委員】昨年もICT活用工事現場の見学会を開いていただいたのですが、今後とも継続していただきますようお願いいたします。

【足立副主任専門指導員】ICT活用工事の見学会につきましては、今後も受注者の方のご協力をいただいた現場については積極的に開催していきます。今年度途中から、建設事務所ごとに案内を出しております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます、各現地機関からの通知があれば、みなさん積極的に参加していただければと思います。以上で、本日の提案21議題が終了いたしました。全体を通してご意見ご質問等あれば出してください。よろしいでしょうか。

それでは、今回の意見交換会も皆様のご協力が無事終了いたしました。以上で閉じさせていただきます。ありがとうございます。

【今井事務局長】意見交換会ありがとうございます。以上をもちまして、長野県と長野県土木施工管理技士会との意見交換会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございます。